

令和8年3月17日

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領の改定について お知らせ

岡山県土木部

建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用し、建設技能者の処遇改善を促進するため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」を改定しましたので、お知らせします。

- 1 工事成績評定の基準（以下、「評価基準」という。）の見直し
次の評価基準をすべて達成した場合に、工事成績において評価します。

【評価基準】

- ① 平均施工体制登録技能者率…計測日における**施工体制登録技能者率の平均値が60%以上**であること。
- ② 就業履歴情報登録環境の維持…当該現場へカードリーダー等を設置し、**就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間（現場着手日から現場完了日まで）維持**したこと。

※ 上記【評価基準】が達成できなかった場合であっても、従来の評価基準（CCUSに当該現場の登録を行い、技能者1名以上の就業履歴を対象期間の日数（休日を除く。）の50%以上蓄積）を達成できれば、すべて達成した場合の2分の1を評価します。

2 適用日

令和8年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事から適用します。

3 その他

詳細につきましては、技術管理課ホームページに掲載している要領やQA等をご参照ください。

【問合せ先】

土木部 技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7460